

<祈りのために>

わたしは、主から受けたことを、また、あなたがたに伝えたのである。すなわち、主イエスは、渡される夜、パンをとり、感謝してこれをさき、そして言われた、「これはあなたがたのための、わたしのからだである。わたしを記念するため、このように行いなさい」。食事ののち、杯をも同じようにして言われた、「この杯は、わたしの血による新しい契約である。飲むたびに、わたしの記念として、このように行いなさい」。だから、あなたがたは、このパンを食し、この杯を飲むごとに、それによって、主がこられる時に至るまで、主の死を告げ知らせるのである。(コリント人への第一の手紙11章23-26節)

戦争体験者が少なくなり、実体験としてアジア太平洋戦争を語るができる人はほとんどいなくなりました。個人の脳裏に刻まれていた戦争体験の記憶は、ほぼ消え去ったといえるでしょう。私たちは前世代の記憶を継承しなければなりません、過去の客観的な事実を歴史として学ぶというよりは、私たちに主体的な応答を促す語りかけとして記憶を受け取らなければならないと思います。

フランスの歴史学者ピエール・ノラは、集合的記憶が根付いている重要な「場」を「記憶の場」と呼び、史跡、歴史的建造物、博物館や記念碑、銅像や絵画、戦友会や同窓会、歴史書や暦、葬儀や記念行事を例としてあげました。靖国神社は、日本政府が集団的記憶を捏造しようとしている象徴的な「記憶の場」といえるでしょう。私たちは、モーリス・アルヴァックスが「われわれの記憶が依拠するのは、学んだ歴史ではなく、生きられた歴史なのである」と述べたように、政府によって提示された歴史観ではなく、先達によって生きられた歴史を私自身に語りかけられた出来事として受け取ることが大切だと思います。とくに靖国神社問題と取り組むときには、意識的にこのような営みを行うことが不可欠ではないでしょうか。

一方、私たちが捧げる主の日の礼拝も、ノラがいう「記憶の場」にほかなりません。私たちは、聖晩餐にあずかる時、主が弟子たちに「私の記念としてこのように行いなさい」と命じられた言葉を、私自身に語られた言葉として受け取り、同時に聖餐共同体の記

憶として、主が再びこられるときに至るまで、これを告げ知らせつつ、主を記念するたびごとに、新しく主と出会い、主と一つに結びつけられ、互いに赦し合い、仕え合う聖餐共同体の形成に導かれます。つまり、主を記念することは、単に個人の記憶に関係するだけでなく、主の民の共時的な記憶の共有であり、かつ主の民の通時的な記憶の継承でもあるわけです。私たちと主との結びつきは、それゆえに個人的で直接的な関係でありつつも、国境を越えた主の民の交わり、世代を超えた主の民の交わりの中でこそ味わわれるべきものだといえるでしょう。

イスラエルの民は、かねてより約束の継承を通して、このような交わりの豊かさを味わっていたのだと思います。詩篇90篇は「主よ、あなたは世々われらのすみかでいらせられる」と謳いますが、このような自己認識はたかだか寿命80年の人間の感覚とはかけ離れています。また主はマタイ伝の最後で「見よ、わたしは世の終わりまで、いつもあなたがたとともにいるのである」と約束していただきましたが、地上にはかなく生きて土に帰る私たちに対して、主とともに永遠に生きる希望を示してくださっています。

このような約束に生きる私たちであればこそ、喜ばしく過去の罪責を継承し、現在の世界における人類共通の課題に取り組みつつ、次の世代に向けて、主の民の証を立てることができるのです。靖国神社問題も、そのような展望の中に位置づけながら取り組んでいくことが大切ではないでしょうか。

<祈り> 永遠なる神さま、滅び失せるにこそふさわしい私たちをキリストにあってあなたの契約を受け継ぐ者としてくださった恵みに感謝します。このような恵みを受けている者にふさわしく、悲しみや苦悩、痛みの中にある者たちのために祈り、仕えていくことができますように。(小塩海平：東京告白教会長老)

新シリーズ開始『その時に備えて 憲法問題 Q&A』を読む (24)

糸 広国 (函館相生教会牧師)

Q23 憲法第九条は理想ではありませんか？

A23 理想を掲げること自体は、何も悪いことではありません。そして、いろいろな批判を浴びつつも、70年以上も戦争がなかったことを評価してもよいでしょう。とは言え、その内容についてはさまざまな意見があります。

「現行憲法」の第九条は、そのまま読めば「非武装中立」です。これは、現在の世界や東アジアの状況を考えれば、空虚な理想だと批判されます。「理想」に力はないのでしょうか。

この憲法は戦勝国による「おしつけ」だという批判は、制定当時からありました。それに対し、憲法制定時の第90回帝国議会(1946年)で吉田茂首相は、自衛権も交戦権も否定し、「従来近年の戦争は多く自衛権の名において戦われたのであります。満州事変しかり、大東亜戦争しかりであります」と答弁し、さらに正当防衛権も否定しています。当時の人々が「現行憲法」の理想を選び取ったのは、戦争の惨禍のリアリティがあったからです。そのため、当時の為政者も国民の大多数も「現行憲法」を歓迎したのでした。

現在の私たちは、世界各地で起きている戦いのニュースを見聞きしていますが、想像力があるでしょうか。中東のテロ組織に加わろうとした日本の若者がいました。その動機は自己実現でしたが、戦争についての想像力に欠けていたと言われます。私たちはどうでしょうか。

もう一点、現実的には自衛隊や在日米軍の抑止力によって、戦後の平和は保たれていると言われます。憲法との関係でも、自衛隊や在日米軍は、現行第九条二項を普通に読めば、これに違反します。しかし、戦後の裁判史では、わずかな例を除いて違憲とされたことはありません。そして「専守防衛」(相手から攻撃を受けた時に防衛力を行使する。その防衛力行使も保持する防衛力も必要最小限度にする)が、日本の防衛戦略の基本となっています。

確かに、戦後70年以上の平和は、このような政策によって保たれているとしても、それは、日本単独ではなく、アメリカやアジアの近隣諸国との関係の上に成り立っているものです。そのバランスを保っているのは、現行憲法第九条です。自衛隊や在日米軍についての評価は分かれるでしょうが、いずれにしても第九条は空虚な理想ではありませんし、理想に力がないということでもありません。

かつてアメリカで公民権運動を主導したM・L・キング牧師は、その演説の中で「I have a dream」と言いました。もともと合衆国憲法は修正第十四条などで、いわゆる公民権は保証されていたにもかかわらず、解釈などによって人権差別は合法化されていました。しかしキング牧師は、文字通り「夢」と思われた憲法の「理想」を、聖書や独立宣言を引用しながら訴えました。そしてついに、公民権運動はその「理想」を法的にも取り戻したのです。

私たちキリスト者は、十戒や主イエスの「山上の説教」を実現不可能な「理想」に過ぎないとは言いません。神のみこころは何かと、苦悩しながら模索します。このような感性を持つ私たちが、さまざまな現状を踏まえながらも、戦争の惨禍について想像し、平和について想像し、《平和を実現》するという理想を掲げること躊躇する必要などありません。

新Q23-1 憲法第九条を理想に終わらせないためには、どうしたらよいでしょうか？

新A23-1 まず、第九条の改定を絶対に許さないことです。日本国憲法は前文で「政府の行為によって再び戦争の惨禍の起こることのないように決意し」とうたっています。第九条で戦争放棄を掲げた日本は、周辺諸国の危機や世界の紛争の現状に合わせて自衛隊を強化するのではなく、第九条の理念を実現するために非武装中立を選択することで、結局はアジアにも国際社会にも信用を得ることができます。またその姿

勢が、世界中で起きているあらゆる紛争への平和的解決の発言力をもつことにもつながるのです。

新Q23-2 キリスト者は、憲法第九条に対して、どうあるべきでしょうか？

新A23-2 「平和を実現する人々は、幸いである。その人たちは神の子とされる」と言われ、「剣を取る者は剣で滅びる」と戒められ、十字架の道を歩まれたイエス・キリストに倣って、戦争の根源にある人間の罪と戦い、非暴力の忍耐をもって、第九条の実現に努めることが大切です。

もうだまされないぞ ～「戦後史の正体 1945-2012」(創元社)を読んで～

渡辺輝夫(北海道中会ヤスクニ・社会問題委員会 夕張伝道所牧師)

5月の憲法記念日、9条を核とした平和憲法の意義を高調しながら、実体は軍備増強に歯止めがかからない日本。琉球弧は台湾有事を喧伝して着々と自衛隊のミサイル基地が設置され、辺野古新基地建設は止まらない。いったいこの煮え切らない現実は何なんだ。

「くそ!くそ!そういうことだったのか」 そんな時、頭を打ちたたいて自分の無知を痛感させられるそんな衝撃的な本に最近出会いました。

著者(孫崎享)は元外務省・国際情報局長。長く国際政治の最前線に身を置いてきた外交官。国内外の政治力学を<裏側>から実際に体験してこられた方です。

以下、わたしが聞き取ったことを3点に絞って自分の拙い言葉で報告いたします。

★今の日本社会の仕組みは敗戦直後からの占領時代(1945~1952)に決まったのです。

イタリア、ドイツを含む枢軸国の一つ日本は連合国(米・英・仏・中華民国・ソ連など)と第二次大戦に参戦し、結果、ポツダム宣言による無条件降伏をもって敗北したのです。そして連合国総司令官ダグラス・マッカーサーによる占領政策が始まります。実態は米国主導の①非軍事化②戦争犯罪人の処分③民主化の徹底でした。そのためには昭和天皇の戦争責任さえ免責にしたのです。こうして成立したのが非軍事化を規定する「日本国憲法(第9条)」(1947/5/3)でした。

しかし、まもなく共産主義国家ソ連との覇権争い(東西冷戦)が始まります。それがアジアにおける朝鮮戦争(1950/6/25)となり、日本はその防波堤となるべく米国の世界戦略の<コマ>となります(まだ占領時代ですから)。それが警察予備隊(現自衛隊)であり(1950/8/10)、以来この二重構造は変わることがありません。

★やがて日本は独立します(1952/4/28)。しかしその構造は<オモテ>と<ウラ>の顔を持っていました。

サンフランシスコの華麗なオペラ・ハウスでの講和条約調印(1951/9/8)によって日本の独立が承認されたその日の夕方、時の首相吉田茂ひとり(池田勇人同伴)が「日米安全保障条約」(旧安保)を米国陸軍第六軍の基地の中の下士官クラブで調印しました。以来《オモテ》の顔をしながら《ウラ》の顔で動く二重力学がこの国を支配していくことになったのです。吉田敏浩「『日米合同委員会』の研究」(創元社)を参照すると、

<「日米合同委員会」(驚くなかれ 月に二回。今でも!)→「密約」→「日米行政(地位)協定」→「日米安保」>

どおりで憲法が機能しないわけです。最高裁での憲法判断さえできないのですから(砂川裁判)。なぜ、これが見えないのでしょうか。

★日本はアメリカによる「間接支配」であるためにこの矛盾が見えなくなっています。

日本はいつもアメリカの顔色をみています。「政策の決定権は米国。政策の実行が日本」。いまだに米国の属国でしかありません。冷戦が終わり、ますます米国の一国支配が強まります。国連安全保障理事会が国際紛争の解決に乗り出しても「拒否権」をもってそれに立ちはだかるのがソ連・ロシアに次いでアメリカが多いのです。日米同盟は日米軍事同盟。だから今もって唯一の被爆国といいいながら、「核兵器禁止条約」に諸手を挙げて賛同すらできないでいますし、「原発」も「基地」も止めることができないでいるのです。まったく情けない話です。

しかし、その構造に敢然と立ちはだかった政治家もいたのです。

石橋湛山 そして近年は鳩山由紀夫。しかし、必ずアメリカが背後にあってあの手この手で潰されてしまいました……。逆に長期政権につくのは、米国に追従する保守本流といわれる政治家とそこにおもねる官僚たち。

少しは見えてきました。ではわたしたちはどこへ向かうべきなのか。私見を3点。

<日本と日本人の主体性の回復>

間違わないでください。伝統回帰の日本人論ではありません。

<かつて日本が侵略した東アジアとの謝罪と和解を前提にした関係の構築>

大国支配など要らない!

<選び取る憲法9条>

日本の非軍事化のためにアメリカ主導で規定された憲法9条を逆手にとって選びとる憲法9条へ

靖国神社春の例大祭における真榊奉納にあらためて抗議します

あなたは今年も、靖国神社春の例大祭において「内閣総理大臣 岸田文雄」と墨書された木札を添えた真榊の鉢植えを奉納しました。靖国神社の例大祭では、神官とすべての祭具を祓い清める清祓、神饌 50 台を霊に供える当日祭などの宗教儀式が行われ、天皇も勅使を派遣して御幣物という供え物を献じ、御祭文を奏上するとされています。私費という説明がされていますが、「内閣総理大臣」という公的な立場を表明しつつ、神道の祭具である真榊を奉納して、このような宗教儀式に参画したことは、憲法に定められた政教分離原則を逸脱する許しがたい行為です。まさに、天皇を頂点とする国家神道を背景に行われたかつての侵略戦争を彷彿とさせる象徴的な行為であり、韓国外務省の報道官が「過去の侵略戦争を美化し、戦争犯罪者を合祀した靖国神社に日本の責任ある指導者たちが再び供え物を奉納したり、参拝を繰り返したりしたことに深い失望と遺憾の意を表する」という論評を発表したのも当然です。なお、「私費」とされるものの中には国会議員としての歳費さらに内閣総理大臣としての給与および賞与が含まれていることをわきまえるべきです。

あなたは4月11日、ワシントンの米国連邦議会上下院合同会議で演説を行い、「自ら先頭に立って」「国家安全保障戦略を改訂し」、「防衛予算をGDPの2%に達するよう相当の増額を行い、反撃能力を保有し、サイバーセキュリティを向上させることを発表」したと述べました。日米同盟による抑止力の強化は周辺諸国の人々にとっては脅威以外の何物でもなく、1月に行われた自衛隊による靖国神社集団参拝や今般の靖国神社例大祭における首相名による真榊奉納などと相まって、かつてこの国によってさまざまな戦争被害をこうむったアジアの人々に対し、もはや戦後ではなく、新たな戦前ではないかという恐怖や不安をあおる禍々しい行為にほかなりません。

いま、ウクライナにおける戦争が泥沼化するとともに、パレスチナの地における戦争が広域化し、中東全体を巻き込む深刻な事態に立ち至ろうとしている一触即発とも言うべきこのとき、私たちがなすべきことは、軍備増強ではなく、憲法前文に謳われている「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」することにほかなりません。何よりもまず私たち自身が「平和を愛する」民であることを証しし、自らの公正と信義を周辺諸国民に示しつつ、すべての国とそこに住む人々を信頼する決意を鮮明にすべきです。今般のあなたによる靖国神社に対する真榊奉納は、自国の戦争犠牲者だけを悼み、英霊としてたたえる身勝手な行為であり、諸国民の信頼を毀損する行為として、私たちは断じて許容することができません。

靖国神社には、少なからぬキリスト者が祭神として祀られています。私たちは、かねてより霊示簿からの抹消を要求し続けていますが、公人が靖国神社の行事に関与することは、私たちの願いを蹂躪する行為であることを自覚して下さい。日本キリスト教会は、かつて自ら神社参拝を行うだけでなく、隣国のキリスト者たちに神社参拝を強要した罪責を負っており、自らの罪を悔い改め、二度と同じ過ちを繰り返さないためにも、あなたのような公人が神社神道をはじめとする特定の宗教に肩入れする行為を看過することができません。今後、このような行為を繰り返すことがないよう、厳重に抗議いたします。

2024年4月21日

日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会委員長 小塩海平

<編集後記> はからずも、憲法記念日にふさわしい内容のヤスクニ通信になりました。渡辺輝夫先生、ご寄稿、感謝いたします。

832号ヤスクニ通信 2024年5月12日
発行 日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会
発行人・編集・発行 小塩海平（東京告白教会）